

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第2区分
 【発行日】平成22年9月16日(2010.9.16)

【公開番号】特開2009-32984(P2009-32984A)
 【公開日】平成21年2月12日(2009.2.12)
 【年通号数】公開・登録公報2009-006
 【出願番号】特願2007-196596(P2007-196596)
 【国際特許分類】

H 0 1 L 21/677 (2006.01)
 B 6 5 G 49/07 (2006.01)
 B 6 5 G 51/03 (2006.01)
 H 0 1 L 21/027 (2006.01)

【F I】

H 0 1 L 21/68 A
 B 6 5 G 49/07 J
 B 6 5 G 51/03 A
 H 0 1 L 21/30 5 6 4 Z
 H 0 1 L 21/30 5 6 9 D

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月30日(2010.7.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

気密空間を形成し、天井壁には前記気密空間に連通する通気孔が形成されているチャンパーと、

下側が前記天井壁に固定され、上側には保護膜が形成されて搬送路を形成している多孔質体と、

前記気密空間に気体を供給し、前記通気孔と前記多孔質体の空隙とを通じて前記搬送路側から気体を噴出させる気体供給手段と、

を有することを特徴とする浮上搬送ユニット。

【請求項2】

前記多孔質体がグラファイトを含んで構成されていることを特徴とする請求項1に記載の浮上搬送ユニット。

【請求項3】

前記保護膜が樹脂で構成されていることを特徴とする請求項1又は2に記載の浮上搬送ユニット。

【請求項4】

前記樹脂が、エポキシ樹脂、フェノール樹脂、フラン樹脂、フッ素樹脂、ナイロンから選ばれる少なくとも1種の樹脂で構成されることを特徴とする請求項3に記載の浮上搬送ユニット。

【請求項5】

前記保護膜が金属又は金属化合物で構成されることを特徴とする請求項1又は2に記載の浮上搬送ユニット。

【請求項6】

前記金属又は前記金属化合物が、Ni、Zn、Cr、Cu、Ag、Fe、Sn、Mgから選ばれる少なくとも1種の元素を含むことを特徴とする請求項5に記載の浮上搬送ユニット。

【請求項7】

前記金属又は前記金属化合物によって、前記保護膜として黒色メッキ膜又は針状メッキ膜が形成されていることを特徴とする請求項5又は6に記載の浮上搬送ユニット。

【請求項8】

前記保護膜が、ガラス状炭素又はダイヤモンドライクカーボンのうちの少なくとも1種で構成されていることを特徴とする請求項1又は2に記載の浮上搬送ユニット。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0043

【補正方法】削除

【補正の内容】